

令和7年度(2025年度)くまもと若手芸術家海外チャレンジ事業補助金交付要項

(趣旨)

第1条 知事は、若者の海外チャレンジ意欲の向上を図るとともに、本県の将来の文化芸術を担う人材や文化芸術の振興に貢献する人材を育成するために、芸術家を目指す学生や若手芸術家で研修等に参加するため海外へ渡航する者(以下「補助事業者」という。)に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については熊本県補助金等交付規則(昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。)に定めるほか、この要項によるものとする。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 研修等 次に掲げるものをいう。

① 海外芸術研修

海外の芸術団体や学校等により実施される海外芸術研修、芸術レッスン等

② 海外芸術コンクール

海外の著名な芸術コンクール、芸術コンテスト等

(2) 芸術 「美術」「音楽」「舞踊」「演劇」「舞台美術」「映画」「メディア芸術」等、別途知事が設置する審査委員会が認めるもの。

(補助事業者)

第3条 補助事業者は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

(1) 令和7年(2025年)4月1日時点で15歳以上30歳未満であること。

(2) 以下のいずれかに該当すること。

① 熊本県市町村の住民基本台帳に登録され、現に居住している者

② 熊本県内の高等学校・大学・大学院・高等専門学校・専修学校(以下「高等学校・大学等」という。)に在籍している者

③ 熊本県内の高等学校・大学等を卒業した者

(3) 専門とする芸術分野で一定の活動歴があり、将来性が見込まれ、当該分野に係る学校又は団体の推薦があること。

(4) 外国での研修に堪えうる語学力を有すること。

(5) 研修等の受入先が確保されていることが証明できること。

(6) 保護者の同意があること。(高校生又は18歳未満の者に限る。)

(7) 研修等の開始時には義務教育を修了していること。

(補助対象研修等期間)

第4条 補助対象となる研修等は、令和7年(2025年)7月1日から令和8年(2026年)3月11日までの間に実施されるものとする。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費及びこれに対する補助額は、次のとおりとする。

補助対象経費	補助額
研修等のための往復航空費 (熊本県(県外在住者は、現在居住する住所も可とする。) と研修等を行う場所を結ぶエコノミークラスの実費往復航空費に限る。) 研修等参加費	対象者1人につき 上限50万円(往復航空費 と研修等参加費の合計)

- 2 補助対象研修等期間前に出発する場合は、補助の対象としない。
- 3 補助対象研修等期間後に帰国する場合は、航空費のうち往路のみを補助の対象とする。

(補助事業の募集)

第6条 補助事業の募集期間は、令和7年(2025年)4月14日から令和7年(2025年)5月30日まで(消印有効)とする。ただし、予算の執行状況によっては、追加募集を行うものとする。

(申込書の提出)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、申込書(別記第1号様式)に研修等計画書等を添えて、前条に定める募集期間内に1部を提出するものとする。

(審査)

第8条 知事は、提出された申込書に基づき、研修等の内容を審査し、適当と認めた場合は、申請者に対し補助金内示通知書(別記第2号様式)により通知する。

- 2 前項の審査の詳細は、別に定める。

(交付申請)

第9条 補助金の交付を受けようとする者は、前条第1項に規定する内示通知書の受領後、速やかに交付申請書(別記第3号様式)を1部提出するものとする。

(交付決定)

第10条 規則第6条の規定による補助金の交付決定は、補助金交付決定通知書(別記第4号様式)により行うものとする。

(補助事業の内容等の変更)

第11条 規則第7条1項に規定する変更事由は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 研修等の計画の主要部分の変更
 - (2) 補助対象経費の30パーセントを超える減額
 - (3) 補助対象経費の増額
- 2 規則第7条第1項に規定する変更申請書の様式は、別記第5号様式によるものとする。
 - 3 規則第7条第3項において準用する同規則第6条に規定する補助事業の内容等の変更の決定の通知は、補助金の額に変更を生じるときは変更交付決定通知書(別記第6号様式)により、補助金の額に変更を生じないときは計画変更承認通知書(別記第7号様式)により行うものとする。

(申請の取下げ)

第12条 規則第8条の規定に基づき申請の取下げをすることができる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して30日を経過する日までとする。

(実績報告)

第13条 規則第13条の規定により補助事業が完了したときは、実績報告書(別記第8号様式)を提出しなければならない。

2 前項の実績報告書の提出期限は、補助事業完了の日から起算して30日を経過した日又は令和8年(2026年)3月18日のいずれか早い日とする。

(補助金の額の確定)

第14条 規則第14条に規定する補助金の額の確定は、補助金交付確定通知書(別記第9号様式)により行うものとする。

(補助金の請求)

第15条 規則第16条第1項に規定する補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書(別記第10号様式)を提出しなければならない。

2 補助金の交付を概算払で受けようとするときは、補助金概算払申請書(別記第11号様式)及び補助金概算払請求書(別記第12号様式)を提出しなければならない。

3 前項の概算払は、交付決定額の2分の1を限度とする。

(証拠書類の保管)

第16条 規則第23条に規定する証拠となる書類の保管期間は、5年とする。

(雑則)

第17条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要項は、令和7年(2025年)4月14日から施行する。